県障H27131指育 2

平成２６年１２月１５日

神奈川県委託事業　「重度障害児者医療的ケア実務者研修事業」

平成26年度　指導者育成伝達講習

（第２回）　　募集要項

特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会
理事長　　山田　章弘

１．指導者育成伝達講習の趣旨

平成２４年４月１日から、喀痰吸引制度が施行されました。一番のメリットは、何でしょうか。福祉（介護職員等）と医療（看護師等）との係わりが深くなったことでしょう。そのことは、医療ケアを必要とする利用者さんの命を守り適切な対応がなされるようになったことであり、嬉しいことです。看護師さんと介護職員さんとの連絡会、勉強会も始まっているとの報告もうけています。

介護職員等の皆さんのたんの吸引等の研修には、指導看護師等の医療職の方の指導を受けることが求められています。また、この研修に係る国の「喀痰吸引等指導者講習事業」は、平成２５年度より開催されなくなり、都道府県ごとに「伝達講習」を実施することとなりましたが、「改正省令や施行通知」（※）では、「指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましいこと。」となっています。

当法人では、神奈川県の委託事業として「指導者育成伝達講習」の開催を、不特定（第１号・２号）及び特定（第３号）の別なく、下記の要領で実施いたします。

また、（※３）厚生労働省「医療的ケア教員講習実施要領」に準拠して実施しますので、介護施設における介護職員に対する喀痰吸引等研修の指導講師になることができます。

介護職員等のための「第１・２号不特定研修」「第３号特定研修」に受講希望者のいる施設・事業所等では、看護師等の指導講師による実地研修の指導を受ける必要となりますので、まだこの「指導者育成伝達講習」を受講していない看護師等の皆さんがおられましたら、参加して下さい。

※　１．社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第126号）附則第１１条第１項（喀痰吸引等が医行為であることから当該喀痰吸引等研修のうち、実務に関する科目についての講師を医師、保健師、助産師及び看護師に限定）

２．「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（喀痰吸引等関係）社援発1111第１号平成23年11月11日第２次改正社援発0312第24号平成25年3月12日第５－１－（３）（指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましい）

※　３.「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号 厚生労働省社会・援護局長）。別添２「医療的ケア教員講習実施要領」３.講習会の内容　に準拠して実施します。

２．開催日及び会場

	年　月　日	時　間	内　容	会　場
第１日	平成２７年１月３１日（土）	13:00 ～ 17:00	講　義	神奈川県社会福祉会館
第２日	平成２７年２月８日（日）	12:30 ～ 16:00	演　習	昭和大学保健医療学部

第１日：神奈川県社会福祉会館　２Ｆ　第１会議室

〒．221-0844　横浜市神奈川区沢渡４－２　電話：045-311-8742

・ＪＲ横浜駅西口ダイヤモンド地下街に入り直進

・一番突き当たり左奥の階段を上る（南１２出口）

・ホテルキャメロットジャパンを左手に直進

・鶴屋町交差点歩道橋を渡り、沢渡公園手前を左折

第２日：昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）２０２教室

〒．226-8555 横浜市緑区十日市場町1865　　電話：045-985-6500

交通アクセス：ＪＲ十日市場駅よりバス青葉台中央行き中山谷下車徒歩５分

３．募集人数

募集人数：６０名

４．受講料

受講料：４，１１０円（教科書（第３号特定用）、資料、ＤＶＤ、ＣＤ、損害保険代を含みます。）

５．募集期間

平成２６年１２月２２日（水）～　平成２７年１月２３日（金）

※ 申し込み：別添「受講申込書」により、郵送にてお願いします。

（受講申込書の記入に当たっては、住民票に基づいて記入のこと）

※ 締め切り後、受講受付の通知と参加費振込用紙を送付します。

※ 申込が定員になった場合は、電話等にて連絡いたします。

※ 締め切り後、受講日近くになっても受付通知が届かない場合はご連絡ください。

６．指導講師（看護師等）による実地研修評価判定について

（１）研修受講生は、実地研修指導講師（看護師等）の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施します。実地研修指導講師（看護師等）は、受講生が喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得することができたかを、評価することとなっています。

（２）指導講師（看護師等）による評価は、

※「喀痰吸引等研修実施要綱」（厚生労働省 社援発 0330第43号 平成24年3月30日）

別添２「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について」及び、別添３「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修修得程度の審査方法について」

に従って、実施する医行為の内容に応じた**評価票**を用いて評価認定を行って下さい。

評価票は、受講者１名に対して研修協力者（利用者）１名に、必要とする医行為ごとに評価をして下さい。

（３）実地研修を実施するに当たっては、実地研修の協力をお願いする利用者の同意を得ていること。また、協力利用者の主治医や施設・事業所の配置医師等から、実地研修についての書面による指示書を用意する必要があります。

（４）第３号（特定の者対象）研修における「実地研修」については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要があります。

第１・２号研修については、（８）「実地研修におけるケアの回数」の欄を参考に、実地研修を進めてください。

（５）指導講師（看護師等）は、基礎研修（講義・演習）を受講し、知識確認テストに合格した受講生に対し、受講生所属の施設・事業所において、予め同意を得ています対象者（研修協力者）に対し,「現場演習」及び「実地研修」を実施します。

（６）**「現場演習」**とは、実地研修の序盤に実際に研修協力者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員等が行う喀痰吸引等を見ながら、研修協力者ごとの「手順」に従って演習を実施することで、プロセスの評価を行います。

「実地研修」は、特定の者の特定の行為ごとに行います。

医行為（喀痰吸引・経管栄養）については、医師の指示等の条件の下、評価票の全ての項目について「受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで」また、連続２回以上「手順どおりに実施できる」となった場合に、医師等指導講師は、評価(評価票による)をし、実地研修の修了を認めることになります。

（７）医行為（喀痰吸引・経管栄養）については、医師の指示等の条件の下、当該研修受講者が修得すべき全ての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について、実地研修指導講師の評価結果が、**「実地研修評価基準・評価票」**で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、研修修了の是非を判定してください。

（８）実地研修におけるケアの回数

	医行為	ケアの回数	１号	２号	医行為	３号
喀痰吸引	口腔内	１０回以上	○	○	口腔内	医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を習得したと認められるまで実施
	鼻腔内	２０回以上	○	○	鼻腔内	
	気管カニューレ内	２０回以上	○	—	気管カニューレ内	
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	２０回以上	○	○	胃ろう又は腸ろう	
	経鼻経管栄養	２０回以上	○	—	経鼻経管栄養	

（９）第三号研修における「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要があります。シミュレーション人形等によって医行為の手順等をよく確認して、実地研修に入ると良いと思います。

※　人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合の演習・実地研修については、別途研修を行う必要があります。

（１０）実地研修を修了しましたら受講生が受講する各々の研修要項による「実地研修修了報告書」によって、合否認定を報告して下さい。

その際には、評価しました**評価票の写し**を添付して下さい。

（１１）尚、「実地研修評価票」は、第三号の評価票については、当法人フュージョンコムのホームページにも掲載してあります。「事業所名」「受講生名」「協力利用者名」「指導講師名」「現場演習評価欄」も記入できるように加工してあります。

（１２）厚生労働省ＨＰから研修テキスト(第三号特定)は、ダウンロードすることが出来ます。

また、「介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）の研修カリキュラムを【動画】で見ることが出来ます。

手順：①　福祉・介護障害福祉　　②　政策分野関連情報

③　平成２４年度喀痰吸引等指導者講習事業（第三号研修指導者分）資料

④　介護職員等による喀痰吸引等の実施のための状態別、疾患別に配慮した研修テキスト（第三号研修（特定の者対象））

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigosyokuin/

資料 1.

１．※ ３.「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号 厚生労働省社会・援護局長）。別添 2「医療的ケア教員講習実施要領」３.講習会の内容（次の表） に準拠して実施します。

科目	目標	時間数
制度の概要	介護職員等による医療的ケアの実施に関する制度の概要についての知識を身に付ける。	1
医療的ケアの基礎	感染予防、安全管理体制等について基礎的知識を身に付ける。	1
喀痰吸引	喀痰吸引について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける	1
経管栄養	経管栄養について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
演習	喀痰吸引及び経管栄養の演習に係る指導・評価方法を身につける。	3
合計		7

２．「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」の一部改正について （厚生労働省社会・援護局長 平成２４年７月２日 社援発０７０２第８号）

（３）喀痰吸引等研修の講師

省令附則第11 条第1 項については、喀痰吸引等が医行為であるから、当該喀痰吸引等研修のうち実務に関する科目についての講師を医療従事者に限定して位置付けたものであること。

なお、准看護師及び介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が、講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは可能であること。（第3 号研修に限る。）

演習科目「救急蘇生法」について、救急救命士が講師の指示の下で講師補助者として研修に携わることは差し支えないこと。（第1 号、第2 号研修に限る。）

以 上

特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会
＜お問い合わせ先＞
〒221-0844横浜市神奈川区沢渡４－２
神奈川県社会福祉会館内
電話：045-311-8742 Fax：045-324-8985
Eメール：jimukyoku@kenshikyou.jp
H P：http://www.kenshikyou.jp